

## WEB 通帳規定

### 第 1 条 規定の適用範囲等

- (1) この規定は、WEB 通帳に適用される事項を定めます。
- (2) この規定に定めのない事項に関しては、預金規定集の「各取引に共通する規定」、「休眠預金規定」、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」、各種の「定期預金規定」、および「キャッシュカード規定」、「個人インターネットバンキング利用規定」等関連する各規定により取扱います。

### 第 2 条 WEB 通帳（口座）とは

- (1) WEB 通帳（口座）とは、通帳を発行しない個人のお客様専用の口座をいいます。ただし、事業資金管理のための口座は WEB 通帳とすることができません。
- (2) WEB 通帳の対象となる口座は、普通預金口座、貯蓄預金口座、定期預金口座（総合口座における定期預金に限ります。）とします。なお、総合口座に定期預金口座が開設されている場合は普通預金の WEB 通帳お申込みと同時に自動的に定期預金も WEB 通帳へ移行します。
- (3) WEB 通帳のご利用にあたっては、ほうわ個人向けインターネットバンキングサービス（以下「ほうわ IB サービス」といいます。）の契約が必要となります。

### 第 3 条 お申込み条件

WEB 通帳のお申込み条件は以下のとおりとします。

- (1) 「ほうわ IB サービス」をご利用いただいている方（新規にご利用いただける方を含みます。）
- (2) 対象となる預金口座が「ほうわ IB サービス」の利用口座であること。
- (3) 対象となる預金口座のうち普通預金、貯蓄預金にキャッシュカードが付帯されていること。
- (4) 対象となる預金口座が以下のいずれにも該当しないこと。なお、これ以外にも当行の判断で WEB 通帳のお申込みをお断りする場合があります。
  - ① キャッシュカードの喪失・盗難手続き中の場合
  - ② キャッシュカード暗証番号相違回数が所定の回数を超過していないこと
  - ③ 通帳または印鑑の喪失、盗難手続き中の場合
  - ④ 通帳未記帳件数が当行所定の件数を超過している場合（記帳を済ませられたうえでお申込みください。）
  - ⑤ 対象となる預金口座がマル優扱いの場合

### 第 4 条 預金の預け入れ、払い戻し、解約

- (1) WEB 通帳への預金の預け入れは、当行および当行が提携する金融機関等の国内 ATM 等（以下「ATM 等」といいます。）でキャッシュカードを利用した預け入れ、為替による振込金の受け入れ、インターネットバンキング、ファームバンキング（以下「情報端末等」といいます。）を利用して当行に開設された預金者ご本人名義の預金口座からの振替、およびその他当行所定の方法によるものとします。
- (2) WEB 通帳の預金を払い戻す場合は、ATM 等を利用したキャッシュカードによる払い戻し、情報端末等を利用した振替、振込による払い戻し、口座振替およびその他当行所定の方法によるものとします。
- (3) 前記(1)および(2)の取引における当行所定の方法による場合、及び WEB 通帳の解約は、店頭でのみお手続きいただくものとし、キャッシュカード、本人確認書類、お届け印（預け入れの場合は不要）をご持参のうえ、お手続きください。
- (4) WEB 通帳には手形、小切手、配当金領収証等の証券類の受け入れが可能です。キャッシュカード、お届け印、本人確認書類をご持参のうえ、当行所定の方法により店頭でお手続きください。ただし、一部に WEB 通帳

開設店以外の店舗では受け入れできない場合があります。

#### **第5条 WEB通帳の申込み（新規申込み、既存口座からの切替申込み）**

- (1) 既にお申込みの対象となる口座をお持ちで「ほうわ IB サービス」の契約のある方は、「ほうわ IB サービス」メニュー画面の【諸届受付（WEB通帳への切替申込）】、もしくは当行店頭にてお申込みください。
- (2) 既にお申込みの対象となる口座をお持ちで「ほうわ IB サービス」の契約をされていない方は、ホームページ内のWEB申込み、もしくは当行店頭にてお申込みください。
- (3) 対象となる口座をお持ちでなく「ほうわ IB サービス」の契約もない方は、当行店頭にてお申込みください。
- (4) WEB通帳の入出金照会の開始時期については、申込後1～2週間程度を要します。

#### **第6条 入出金明細の照会**

- (1) WEB通帳の入出金明細は「ほうわ IB サービス」の【WEB通帳明細照会】にてお客さまご自身が照会するお取扱いとなります。また定期的な取引明細の発行はお取扱いいたしません。
- (2) 【WEB通帳明細照会】による入出金明細の照会可能期間は、当行所定の期間とします。なお、所定の期間内であっても、照会日当日の入出金明細は照会できません。

#### **第7条 WEB通帳へ切替済の紙通帳の取扱い**

- (1) WEB通帳に切り替えるとこれまでの紙通帳は使用できなくなりますので、未記帳は解消のうえでお申込みください。
- (2) 切替受付時、通帳の最終記帳頁に「WEB通帳切替済」の表示を行います。なお、切替受付後、手続き完了までに行われた取引は、紙通帳には記帳されませんので、ほうわ IB サービスにてお客様ご自身で取引明細を照会してください。
- (3) 「WEB通帳切替済」の表示は、店頭でWEB通帳を申し込まれた際に行います。また、「ほうわ IB サービス」で申し込まれた場合は、後日通帳が店頭で提示された時に行います。

#### **第8条 WEB通帳から紙通帳、通帳不発行口への切替**

- (1) WEB通帳は、紙通帳、通帳不発行口に切り替えることができます。この場合、「ほうわ IB サービス」による入出金明細の照会は、【リアルタイム明細照会】のみに変更されます。
- (2) WEB通帳から紙通帳または通帳不発行口への切り替えは店頭でお取扱いし、当行公表の所定の手数料を申し受けます。

#### **第9条 WEB通帳のほうわ IBサービスの利用口座からの削除**

- (1) WEB通帳を「ほうわ IB サービス」の利用口座から削除した場合、「ほうわ IB サービス」による入出金明細の照会ができなくなります。
- (2) WEB通帳の「ほうわ IB サービス」の利用口座からの削除は、当行公表の所定の手数料を申し受けます（削除と同時に口座解約される場合は、手数料は頂戴しません）。

#### **第10条 WEB通帳のキャッシュカード解約**

WEB通帳に付帯されているキャッシュカード契約を解除する場合、WEB通帳は紙通帳または通帳不発行口に切り替えるものとします。この切り替えは店頭での取扱いとし、当行公表の所定の手数料を申し受けます（キャッシュカード契約の解除とともに口座を解約される場合は、手数料は頂戴しません）。

## 第 11 条 ほうわ IB サービスの解約

「ほうわ IB サービス」契約を解約される場合は、当該契約で利用されているすべての WEB 通帳を紙通帳または通帳不発行口に切り替えるものとします。この切替えは店頭でのお取扱いとし、当行公表の所定の手数料を申し受けます(「ほうわ IB サービス」契約の解約とともに口座を解約される場合は、手数料は頂戴しません)。

## 第 12 条 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法第 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係わる事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

2022 年 8 月 15 日現在